

地方からの提案個票

<関係府省庁第2次回答まで>

重点事項		ページ
1	覚醒剤取締法に基づく事業者等の申請・届出等に係る都道府県経由事務の廃止	1
26	看護師学校養成所の専任教員配置基準の緩和	4
2	新興感染症対策として国が備蓄する個人防護具の医療機関等への配布に係る都道府県経由事務の廃止等	8
7	特定商取引法における複数の都道府県にわたる消費者被害事案について国での対応を原則とするよう役割を明確化	11

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・厚生労働省 第2次回答

管理番号	85	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

覚醒剤取締法に基づく申請・届出に係る都道府県経由事務の廃止等

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

覚醒剤取締法に基づく各種申請・届出、許可証等の交付について、都道府県を経由する旨の規定を廃止することで、事業者等が直接厚生労働省へ申請を行うことを可能とすること。

具体的な支障事例

県内の医薬品製造業者から、製造する医薬品の原料となる覚醒剤原料の輸入にあたり、覚醒剤取締法第30条の6第1項の規定に基づく許可手続を可能な限り迅速に行って欲しいとの申し出を受けることがある中で、同条第4項により都道府県知事を経由して申請書を提出することとなっていることが、手続を遅らせる要因となっている。また、許可証の郵送に関しても、都道府県を経由することで、申請者への交付に日数を要している。覚醒剤取締法において都道府県知事を経由することとされている他の申請・届出については、全国的にも年間の受付実績が無い手続が多く、当該手続により都道府県知事が得るべき情報も無いため、経由の必要性に乏しいと考える。仮に都道府県知事が情報を把握すべきとするならば、当該手続のオンライン化に伴って、申請者が国へ提出する申請・届出内容を都道府県が閲覧可能とすることを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県を経由しないことで、行政及び事業者ともに事務負担の軽減、手続の迅速化につながることを期待される。

根拠法令等

覚醒剤取締法第4条第1項、第5条第2項、第9条第1項、第10条第1項、第10条第2項、第11条第1項、第11条第2項、第12条第1項、第15条第2項、第17条第5項、第20条第6項、第22条第1項、第23条、第24条第1項、第24条第2項、第29条、第30条の4第1項、第30条の5、第30条の6第4項、第30条の14第1項、第30条の15第1項、第30条の15第2項、第35条第3項、第36条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、埼玉県、東京都、兵庫県、山口県、徳島県

○進達後に事業者から状況の確認を求められることがあり、許可手続を可能な限り迅速に行って欲しいとの申し出を受けることがある。また、行政側の事務処理として、そのたびに厚生局（厚生労働省）へ進捗状況を確認しており事務負担が大きい。

○当県においても覚醒剤原料輸入・輸出・製造業者に係る法定の申請・届出を経由しており、具体的に事業者から迅速手続きを希望された事例こそ承知していないものの、経由のために直接申請のものよりも時間を要する状態のため、主提案県に賛同する。なお、法第 15 条（覚醒剤研究者の製造許可）、法第 17 条（覚醒剤研究者の譲渡・譲受許可）、法第 20 条第 6 項（覚醒剤研究者の施用・交付許可）、法第 35 条第 3 項（国の開設する覚醒剤施用機関の指定）、法第 36 条第 1 項（国の開設する覚醒剤施用機関の届出等）については、直接厚生労働省に申請等を行う場合であっても、厚生労働省から当該施設が所在する都道府県へ対して情報提供を行うことを、あわせて要望する。

各府省庁からの第 1 次回答

○覚醒剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）における厚生労働大臣による覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者に対する指定証の交付、返納及び提出、覚醒剤製造業者から厚生労働大臣への旧指定証の返納については、都道府県経由事務を廃止する方向で検討することとした。

（※）覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者については厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されている。

○その他の申請等の事務については、以下の理由から、また国・県双方の事務負担の効率化を図る観点から、e-Gov によるオンライン化について検討・調整を行った上で、都道府県経由事務の廃止に向けた検討を行ってまいりたい。

・覚醒剤取締法第 31 条及び第 32 条では、厚生労働大臣に指定権限がある覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者について、都道府県知事による報告徴収・立入検査等ができることとしている。

・さらに、覚醒剤取締法第 34 条では、都道府県知事が覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者について、指定の取り消し及び業務等の停止の処分を必要と認めるときは、厚生労働大臣に具申しなければならないとされている。

・厚生労働大臣に対して行われる覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者における申請等の内容は、都道府県においても覚醒剤監視員の業務として、また必要があるときは覚醒剤取締法第 34 条の意見具申を行うという観点から、情報が把握されている必要がある。

・また、覚醒剤研究者の指定の取消し等は都道府県知事の権限であるため、厚生労働大臣により行われる覚醒剤研究者の覚醒剤の製造の許可及び覚醒剤の譲渡又は譲受の許可について、都道府県においても情報が把握されている必要がある。

・これらの事務に係る都道府県の情報把握については、地方側要望内容で示されているとおり、都道府県経由事務を廃止し、手続きをオンライン化して都道府県においても申請・届出内容を閲覧可能とすることが考えられるが、国の事務のオンラインシステムとしてはまず e-Gov の利用を検討することとなるため、当該検討の結果を踏まえ、都道府県において e-Gov への対応をしていただく必要がある。

○なお、国の開設する病院又は診療所が覚醒剤施用機関に指定された際の指定証の交付・返納等や、届出・報告についても、都道府県において覚醒剤監視員の業務として覚醒剤施用機関への立入検査等の監視業務を実施する場合に必要な情報である。国の開設する病院又は診療所の覚醒剤施用機関の指定は、覚醒剤製造業者の指定申請のスキームと異なり、医療機関側の申請ではなく厚生労働大臣が主務大臣と協議の上指定することとなっている。このため、仮に、指定証の交付に係る都道府県経由事務を廃止した場合、都道府県において県内の国開設の覚醒剤施用機関を把握できない懸念がある。

こうした懸念も踏まえ、どのような対応が可能であるか検討してまいりたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答の内容について異論等はない。

都道府県経由事務の廃止の検討にあたっては各自治体の意見を丁寧に聴いた上で進めていただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。ただし、当該変更情報を都道府県も把握できるようにすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

都道府県経由事務の廃止に係る法改正については、次期地方分権一括法での法改正を視野に、法案審査スケジュール等を踏まえつつ、検討を進めていただきたい。e-Govによるオンライン化に係る具体的な対応についても、早期の実現を目指し、検討を進めていただきたい。

都道府県の実態把握のために調査が必要な場合は速やかに実施いただき、第2次回答及び第2次ヒアリングにて、調査結果を踏まえた検討結果及び今後の対応スケジュールをお示しいただきたい。

各府省庁からの第2次回答

都道府県経由事務の廃止についてアンケートを行った結果、県内の国開設の覚醒剤施用機関が把握できない懸念や立入検査に支障が出る可能性があるため、都道府県経由事務の廃止に対して支障があるという回答はあったものの、手続のオンライン化等によって経由事務廃止後も都道府県に情報の提供は行うことにより対応可能と考えている。引き続き都道府県と調整しながら、都道府県経由事務の廃止に係る法改正を進めたい。法改正は、次期地方分権一括法での法改正を行う予定である。なお、手続のオンライン化に政府内及び都道府県との調整等があることから、デジタル庁とも協議の上、公布の日から2年以内の政令で定める日を施行日とすることで進めたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	95	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

看護師学校養成所の専任教員配置基準の弾力化

提案団体

和歌山県、滋賀県、京都市、兵庫県、鳥取県、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

厚生労働省

求める措置の具体的内容

保健師助産師看護師学校養成所指定規則(以下「指定規則」という。)において、教員のうち8人以上は看護師の資格を有する専任教員とするものと規定されているが、看護師学校養成所の実情(定員減・学年不在・閉校予定等)を踏まえて、専任教員について人員要件の弾力化を求める。

具体的な支障事例

【当県の現状】

- ・近年、少子化に伴う学生確保困難、経営難により閉校する看護師学校養成所が複数ある。県内全ての看護師学校養成所において定員割れの状況。
- ・閉校予定や極端に規模縮小した看護師学校養成所に対し、新たに採用してまで専任教員8人を確保することは現実的ではない。募集しても応募が少なく、地域の労働市場・人口動態からも人材確保が困難。
- ・看護師学校養成所から専任教員養成研修、教務主任養成研修等長期研修へ教員を計画的に派遣したいが、教員数にゆとりがないため派遣が困難であり、専任教員の必要人数を満たせない養成所もある。
- ・病院附属の看護師学校養成所では、本体病院の経営悪化や看護師不足の影響を受けやすく、教員の人材確保が難しくなっている。
- ・専任教員8人を確保するにあたり、定年後再任用者や本体病院における定年延長者を配置している養成所が存在し、その結果、60歳以上の専任教員が3～4名を占める看護師学校養成所が2か所確認されている。また、県内6校の看護師学校養成所における専任教員47名のうち、30歳代以下は1名のみであり、50歳以上が半数を超える養成所が大半を占めている。
- ・病院勤務の看護職については処遇改善が進む一方、専任教員はその対象外となるため、相対的に収入が減少している。このことが、看護師学校養成所における専任教員希望者の確保を困難にしている要因の1つとなっている。

【制度改正の必要性】

- ・今後も、看護師学校養成所の定員割れの状況は改善が見込みにくく、規模の縮小は避けられないが、現行の指定規則では、どのような状況にあっても専任教員数を8人未満に減らすことができず、柔軟な運営が困難となっている。看護職の安定的な確保のために、地域に必要な看護師学校養成所が安定・継続して運営できるよう、指定規則における人員要件の弾力化が必要である。
- ・学生数が著しく減少している状況下では、専任教員数を画一的に維持するより、運営の効率化(DX導入等)で対応する方法が合理的であり、結果的には、人員が不足している看護師学校養成所での人材活用にもつながる。

・現時点では、定年延長者や再任用職員など、60歳以上の専任教員により必要人員を維持しているものの、年齢構成は歪であり、新規教員の確保も困難な状況にある。このため、今後の学校運営の中心を担う若手教員の確保が進まない現状では、持続可能な教育体制とは言い難い。また、人員体制に余裕がないことから、資格を有しない教員が資格取得のため専任養成講習会を受講する際、一定期間不在となるが、その間の代替要員の確保が難しい状況にある。今後、多様な働き方を可能とするなど、柔軟な運営体制を整備することにより、若手人材の計画的な確保につながる可能性がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【意見・要望】

・閉校を目前に控えている、または定員割れが継続することで、学生数が減少していく状況や、専任教員の確保・育成が困難となっている現状を踏まえ、状況に応じた専任教員の人員要件の緩和を要望する。

【支障事例】

・看護師不足により、病院と養成所間でのローテーションが実施できず、新たな専任教員の確保が困難となっている。

・専任教員の募集を行っても応募がなく、必要な人員を確保できない状況が継続している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

専任教員要件の弾力化により、限られた人材である専任教員を地域間で有効活用できる。さらには、専任教員不足校への支援と人的資源の最適配分が可能になると考える。

根拠法令等

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年8月10日文部省・厚生省令第1号）、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」（医政0331第21号平成27年3月31日厚生労働省医政局長）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、川崎市、宮崎県

○当市においても、看護専門学校1校が入学者数の減少により、閉校を予定している。今後も看護師不足が見込まれることから、定員や入学者数に応じた専任教員の弾力的な運用を行わなければ、教員が足りず開校できなくなる可能性もある。

各府省庁からの第1次回答

看護師学校養成所については、学生の指導に支障を来さないようにする観点から、指定規則（省令）において、「各教育内容を教授するのに適当な」8名以上の専任教員等の配置を求めており、引き続き維持する必要がある。

その上で、地域における必要な看護職員を持続的に養成する体制が確保されつつ、養成所で実施される教育の質が保たれるよう、2040年に向けた看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会において、看護師等養成所の統廃合及びサテライト化を進めるにあたっての課題への対応や体制整備について検討を始めたところである。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

座学の講義については、サテライト化や遠隔授業の積極的な活用により、専門性の高い教員による質の高い教育を安定的に提供することが可能である。また、実技を伴う演習や実習についても、実習指導教員やフォローアップ担当教員が密に連携する体制を整備することで、学生一人ひとりに対してきめ細かな指導を行うことができる。

高等学校教育においては、令和6年2月13日付け5文科初第2030号「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（通知）」の別添3「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」に基づき、一定の条件の下で、受信側に当該教科の専門教員を配置しない運用

が認められているところである。

このように、デジタル技術の活用と対面指導の役割分担を適切に設計することにより、教員リソースが限られた地域においても、教育の質を確保しながら柔軟な運用を行うことは十分可能である。

したがって、従来の「専任教員8名以上」という一律の基準を見直し、各看護師養成所の教育実施体制や地域の実情に応じて、より柔軟な教員配置とすることが可能ではないか。

人口減少地域において新たな教員確保の困難さは深刻であり、和歌山県においては、県内6校の看護師養成所における専任教員のうち、50歳以上の専任教員が6割を占めるなど、現在勤めている専任教員の高齢化も進んでいる。現行の「専任教員8名以上」という基準を画一的に維持することは、地域医療を支える看護師養成所の存続を困難にし、ひいては地域における看護師の確保も困難になるおそれがある。

学校運営に支障を来さないための工夫として、ICTの活用による事務の効率化に加え、遠隔授業の導入によって生じる教員の余力を学生への個別指導や実習調整に充てることで、少人数の専任教員であっても質の高い養成体制を構築することが可能と考える。

以上を踏まえ、看護師養成所における専任教員の人数の基準について、一律に固定するのではなく、少子高齢化による学生数の減少、閉校予定、規模縮小、専任教員の確保困難等の実情と、サテライト化の有無、遠隔授業の活用状況等の教育体制を、総合的に勘案して基準を弾力化するよう、厚労省において早急に検討いただき、実現いただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

看護師学校養成所は、地域医療を支える看護人材の養成基盤であり、その安定的な運営は医療提供体制の確保及び看護人材確保対策に直結する。少子化による学生数の減少、閉校予定、規模縮小、専任教員の確保困難等の実情を踏まえ、教育の質及び実習指導体制を確保しつつ、各養成所の規模や運営状況に応じた専任教員配置を可能とするよう、配置基準の弾力化について、確実な実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

中山間地域等の人口減少が進行している地域においては、専任教員などの人材不足により看護師養成所の運営の継続が厳しい状況であり、現在勤めている専任教員の高齢化も進んでいる。教育の質を担保した上で、地域の看護師養成所の実情に応じた専任教員の配置が可能となるよう、専任教員の配置基準を参酌すべき基準とするよう検討いただきたい。

遠隔授業の活用により、各養成所において科目ごとに専任教員を必ずしも配置できていない場合であっても、教育の質は保たれることから、養成所における専任教員配置基準の弾力化も可能ではないか。

中山間地域等における看護師養成所について、経営主体を当該地域に存続させることが、当該地域における看護師提供体制の持続可能性を高めることに繋がるのではないかと。看護師養成所の統廃合・サテライト化を進めることによって、中山間地域等における看護師養成所の維持が厳しくなる可能性も考えられることから、統廃合・サテライト化する場合に限らず、例えば複数養成所で連携する場合には、専任教員の配置基準を弾力化することを検討していただきたい。

中山間地域等における看護師養成所の専任教員の人材不足は喫緊の課題であることから、「2040年に向けた看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会」の場を含め、自治体からヒアリングを行うなど、地域の実情を十分に踏まえ、看護師養成所の専任教員の配置基準についても早急に検討いただきたい。

各府省庁からの第2次回答

○提案団体とのヒアにおいて

・遠隔授業や養成所間連携について、看護教育の質の確保を前提とした検討への理解が示されたとともに、地域における看護師養成機能の維持が重要であるという意見が示された。

・一方、統廃合を前提としたサテライト化については、地域の実情や実務上の課題から、必ずしも全ての地域に適した方策とは限らないとの意見も示された。

○当該ヒアを踏まえて

- ・厚生労働省としては、「令和8年度人口減少社会の看護師等養成所における遠隔授業推進支援事業」の結果に基づき、遠隔授業や養成所間連携についての好事例の作成・周知を行い、看護師養成機能の維持に努めたいと考えている。
- ・併せて、それ以外の方策についても、当該事業の結果、さらには教育内容や教育体制に関する議論を通じ、引き続き検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	270	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

新興感染症発生時のために備蓄している個人防護具の医療機関等への配布に係る都道府県経由事務の廃止等

提案団体

埼玉県、東京都、神奈川県、岐阜県、三重県

制度の所管・関係府省庁

厚生労働省

求める措置の具体的内容

- (1) 新興感染症対策として、国自らが備蓄する個人防護具のうち、使用期限が近い又は切れたものについて、医療機関等が直接配布希望を申請できるオンライン申込フォームを設置し、都道府県を経由せずに応募を受け付けること。
- (2) 当該事務に係る都道府県への協力依頼は、医療機関等への周知に限ること。

具体的な支障事例

国は自らの備蓄する個人防護具のうち使用期限が近い又は切れたものを、希望する医療機関等に配布する事務について、都道府県に対し、医療機関等への周知、配布希望の取りまとめ、配布希望に関する疑義照会、移転等による配達未了事案の対処の判断など、多くの事務負担を求めている。県備蓄分の対応もある中で大きな負担となっている。

【当県における取りまとめ実績】

(実施年度／応募件数／対応時間)

令和6年度(期限切れ間近の個人防護具の配布)／3,476 件／31.5 時間

令和6年度(期限切れの個人防護具の配布)／772 件／14.5 時間

令和7年度(期限切れ間近の個人防護具の配布)／3,287 件／29.0 時間

特に国の財産である個人防護具について、別住所への転送などの判断を、荷主ではなく何ら権限のない都道府県に求めることについては、財産の適正管理の観点からも不適切である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内の医療機関等から、「国の個人防護具を配布する場合、わざわざ県を経由して応募する必要があるのか。」という意見が寄せられた。

また、具体的な発送時期の問合せも複数あったが、県では把握していないため、国の担当を紹介する形となった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、事務負担の解消につながるとともに、医療機関等が問合せを複数箇所に行う必要がなくなり、利便性が向上する。

根拠法令等

令和7年8月29日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課 事務連絡「個人防護具の配布の実施について」、令和7年2月20日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課 事務連絡「使用推奨期限切れの個人防護具の配布について(周知)」、令和6年10月3日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課 事務連絡「個人防護具の配布の実施について」、令和6年9月4日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課 事務連絡「各都道府県における個人防護具の備蓄水準について」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、茨城県、群馬県、山梨県、滋賀県、兵庫県、岡山県、高知県

○当県においても県備蓄分の管理・対応業務を並行して行う中で、本提案と同様の事務的負担が生じているところであり、また、本来的な財産の管理権限を有しない都道府県がこれらの事務を行うことは、財産の適正管理の観点からも不適切と考える。

【当県の状況】

令和6年度(期限切れ間近の個人防護具の配布)／813件

令和6年度(期限切れの個人防護具の配布)／322件

令和7年度(期限切れ間近の個人防護具の配布)／253件

○提案団体が記載したとおり支障等が生じていることから、制度改正が必要である。

○本業務においては、都道府県に対し、医療機関等への周知、配布希望の取りまとめ、配布希望に関する疑義照会、移転等による配達未了事案の対処の判断など、多くの事務負担を求めており大きな負担となっている。特に、配布対象の医療器機関等が多岐にわたり、多くの照会があるため、その回答に時間と労力が必要となった。

○医療機関等から、抽選内容・送付時期・優先順位等に関する照会や意見が様々寄せられるものの、これらについて都道府県では回答できず、国へ直接問い合わせさせていただくよう案内せざるを得ない状況にある。その結果、都道府県・医療機関の双方にとって手続きが重複し、事務負担が増加している。また、都道府県によっては、周知対象となる医療機関等の数が多数に及ぶこともあり、通知文の作成・発出、照会対応等に相当の事務を要している。本来、国が主体となって直接実施すべき周知・説明事項についても、都道府県を経由して対応している状況により、都道府県の事務負担が増大するとともに、事務作業も多いため迅速に情報伝達ができないことが課題となっている。

各府省庁からの第1次回答

国・都道府県においては新型インフルエンザ等対策特別措置法第10条に基づき、個人防護具の備蓄を行っている。

国における備蓄にあたっては、毎年度一定の量を購入し、使用推奨期限が近づいたものを処分する回転備蓄方式をとっており、使用推奨期限が近づいた個人防護具については、例年売却を行い、売却してもなお残ったものについては医療機関等に配布を行う等により処分を行っている。（配布にあたっては、医療機関や社会福祉施設等をその配布対象としており、令和7年度においては全国約7万施設から配布の希望があったところ。）

個人防護具の備蓄は感染症有事において物資が不足する場合に備えて国・都道府県において備蓄しているものであり、配布にあたっては、国と、地域の実情をよく把握している都道府県が連携のうえ、国備蓄・都道府県備蓄の配分等も踏まえながら、必要とする医療機関に個人防護具の配布を行うこととなる。

使用推奨期限が近づいた個人防護具の配布についても、当該備蓄事業の一環として行っているものであり、国備蓄分であっても、その配布にあたっては都道府県と連携のうえ実施していくことが適当と考えている。

今回の提案では、国におけるオンライン申込フォームの設置による応募受付を提案いただいているが、施設情報の入力誤りや重複申請の確認等のため、管内施設情報を把握する都道府県の関与は必要であり、オンライン申込フォームを設置し、都道府県を経由せずに国のみで応募を受け付ける形は困難である。なお、都道府県においてオンライン申込フォームを独自に作成し、各施設から必要情報を収集することは差し支えない。

なお、支障事例に記載された別住所への転送の判断等については、これまでは個人防護具の管理等に係る国の委託業者から都道府県に問い合わせがなされる場合があったが、今後は都道府県に問い合わせがいくことがないようにし、国において確認等を行うこととする。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

感染症有事の際の個人防護具については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（物資の確保に関するガイドライン）により、初動1か月分を都道府県の備蓄から、2か月目以降分を国の備蓄から配布することとなっている。また、医療機関等における個人防護具の不足状況等を注視しつつ、配布対応をするという緊急性があり、国と都道府県が連携する必要性は高い。

一方、使用期限間近又は使用期限切れの個人防護具の平時における国備蓄分の配布については、国が国有財産の有効活用の観点から配布を行いたいのであれば、単に希望する医療機関等から応募を受け付ければ足りるため、感染症有事の緊急の状況と異なり都道府県との連携をとる必要性はない。

第1次回答では、「施設情報の入力誤りや重複申請の確認等のため、管内施設情報を把握する都道府県の関与は必要」との記載があるが、単に事務連絡による都道府県への事務の押し付けである。一般的にオンライン申込フォームを活用すれば重複申請は回避可能であり、地方厚生（支）局が管理する保険医療機関の一覧や、厚生労働省が所管する医療機関等情報支援システム（G-MIS）のデータにより、国において医療機関等の情報は十分に把握可能である。また、配布対象を医療機関以外にも広げたいのであれば、高齢者施設は厚生労働省が行う介護サービス施設・事業所調査や社会福祉施設等調査の調査客体の活用、障害者施設は厚生労働省所管の独立行政法人福祉医療機構が運営するWAMNETのデータの活用等により施設情報を把握できることから、国のみで応募を受け付ける形は困難であるとの指摘はあたらない。

別住所への転送の判断等についても当然に国において実施されるべきであるが、加えて都道府県を経由しない応募の受付方法について再検討願いたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）（以下「政府行動計画」という。）が、新型インフルエンザ等緊急事態における備蓄物資等の供給に関する相互協力を定めるなど、緊急性の観点から有事における国と都道府県の連携は必要性が高い一方、平時における使用推奨期限が近づいた個人防護具の処分は、単に不要となった備蓄物資を国が処分するものであり、有事における備蓄物資の配布とは性質が異なることから、国と都道府県の連携の必要性はない。また、政府行動計画等への記載もないことから、国の備蓄事業の一環として都道府県と連携のうえ実施していくことが適当との指摘は当たらないのではないかと。

また、本事務は、法令によらず、事務連絡に基づき都道府県に過大な事務負担を生じさせるものであり、自治体に実施させる根拠に乏しいのではないかと。

「施設情報の入力誤りや重複申請の確認等のため、管内施設情報を把握する都道府県の関与は必要」とのことであるが、重複申請の有無は国か都道府県かを問わず確認可能と考えられるほか、施設情報の入力誤りについても、国が保有する施設情報をもとに確認可能ではないかと。

各都道府県が個別にオンライン申込フォームを作成し対応することは、作業負担、費用負担の両面から非効率であり、都道府県経由事務を廃止し、国によるオンライン申込の仕組みを検討いただきたい。

各府省庁からの第2次回答

当該配布に係る都道府県の事務負担の軽減を図るため、まずは都道府県の意見も踏まえ、Q&Aの作成等により、医療機関等からの問合せ対応といった事務負担の軽減については速やかに対応する。その上で、国と都道府県の業務のあり方については、関係省庁とも協議の上、総合的に検討を行い、令和9年度中に結論を得て、速やかに所要の措置を講ずる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁 第2次回答

管理番号	217	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	07_産業振興		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

特定商取引に関する法律における複数の都道府県にわたる消費者被害事案への対応に係る国と都道府県の役割分担の明示

提案団体

兵庫県、福島県、福井県、岐阜県、京都府、大阪府、川西市、香美町、奈良県

制度の所管・関係府省庁

消費者庁

求める措置の具体的内容

人口減少に伴う消費者行政職員の減少・行政対応力の低下が見込まれる中で、増加する悪質事業者のうち「被害が複数の都道府県の区域にわたる事案」について、より効率的・効果的な特商法の行政処分とするため、複数の都道府県の区域にわたる事案は国での対応を原則とするよう、国と都道府県の役割分担を明示すること。なお、役割分担の検討に際しては、消費者委員会や各都道府県の意見を十分踏まえること。

具体的な支障事例

【現状】

特定商取引に関する法律の執行については、同法施行令で都道府県は「当該都道府県の区域内」に係る事案について執行を行うとともに、「二以上の都道府県の区域」にわたる事案であって「特に必要と認めるとき、又は都道府県知事から要請があったとき」は「主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない」とされている。また、国による行政処分の効果は「全国」に及ぶのに対し、都道府県による処分の効果は「当該都道府県の区域内」に限られる。

そのため、①都道府県による処分のみでは事業者が区域外で違反行為を継続することを抑止できない、②複数の都道府県が共同して同一事業者に対処を行う場合、被害状況が異なるため処分内容(業務停止期間等)の足並みを揃えることが困難であり、都道府県間で効果が不均一になる、③被害が複数の都道府県の区域にわたる個々の事案について、国が対処するものが明確でないことが課題である。

上述③に関して当県が令和3年度に国へ共同調査を打診した際は、苦情等件数の全国分布及び年度推移、相談内容、被害額等の資料を国に提供したにもかかわらず、納得感のある理由の説明なく国の協力が得られないことがあった。このように、要請応諾に係る予見可能性が不明確で要請準備に相応した国協力が期待できないため、国への要請制度は有用有益に機能していない。

平成29年に消費者委員会から、①「被害が広域に及ぶことが多い事案」については、都道府県による行政処分の効力が当該都道府県の区域外に及ばない以上、国が積極的に対処すべき、②消費者庁は「国と都道府県の役割分担」について基本的な考え方を明示し、国及び都道府県はできる限りその考え方に基づき着実に執行を行うことが望ましい、と提言が行われているが、具体的な対応策が示されていない。

【具体的な支障事例】

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針において「複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、悪質事業者による潜脱行為の効果的な防止等を図るため、国と都道府県の執行における連携を一層強化すること」とされ、連携・対応を行ってきたが、近年においても、隣接する都道府県が行政処分を行

った事業者に関して当県での被害が増加し、後日処分を行った事例が生じている。
また、複数の都道府県が共同で同時に行政処分・指導を行う場合、調整等に時間を要するものの、処分内容の統一化が困難であるなど共同実施の効果が限定的となるため、当県でも共同処分の事例は少ない。
国と都道府県の役割分担が明確でない現状では、悪質事業者に対して、ある都道府県が処分を行っても他の都道府県域で事業を継続するため被害が減少しないうえ、各都道府県が共同で行政処分等を行う場合には、各々が同一の事務手続きを行う必要があるなど、投じたコストに対する被害抑止効果が限定的となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「被害が複数の都道府県の区域にわたる事案」について、「国と都道府県の役割分担」が明示されることで、迅速かつ確実な調査・処分が行われ、被害の拡大・再発防止が推進される。

根拠法令等

特定商取引に関する法律第 68 条、同施行令第 42 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、岡山県、山口県、宮崎県

○現状として支障等はないが、当該制度改正が実施されることによって、「国と都道府県の役割分担」が明確になり、被害の拡大・再発防止がより推進されるものと考えられる。
○国において全国の地方自治体の意見も踏まえて一定の基準や条件を設け、当該基準等に該当する事業者については、国の役割で行政指導や行政処分を行うということにすればどうか。
例えば、都道府県域を越えて活動を行う事業者のうち、次のような事業者が考えられる。
苦情件数や被害額などが一定基準を超える事業者
複数の都道府県から行政処分や行政指導を受けたことのある事業者
高度で専門的な事業活動を行っている事業者 など
○消費者被害事案の多くは、都道府県の境に関係なく広域で発生している現状を考えると、提案にあるように都道府県単位の行政処分は効果、効率に欠ける面がある。また、行政処分を行ったことにより隣接する都道府県で被害が増加することは本末転倒ともいえる。迅速な被害防止のためには、都道府県が行政処分を検討する事案で、被害の広域性が認められる場合は、全国にその効果が及ぶような制度設計を検討していただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 68 条は、都道府県が処理する事務として「この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。」と規定している。当該規定は、「地方分権推進計画」（平成 10 年 5 月 29 日決定）に基づき、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる「地方分権一括法」）により、自治事務として導入されたものである。
これを受けて特定商取引に関する法律施行令第 42 条が都道府県が処理する事務として特定商取引法が規定する行政処分について、当該都道府県の区域内における事業者に係るものは、都道府県知事が行うこととする（ただし、2 以上の都道府県の区域にわたり取引の公正及び消費者の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。）と規定している。
平成 11 年の改正時に、特定商取引法の執行を都道府県が行うこととして、国による執行はそれを妨げないとした規定の形式は消費者被害への対応や実態にも即したものとなっている。具体的には、
①消費者相談は一般的に地元の消費者センターへの電話又は対面での相談によるものが多く、都道府県や市町村が一次的な相談窓口になるケースが多い。すなわち、消費者が日々接しその消費生活を営む場である地方公共団体は、消費者に身近な行政機関として、地域住民からの相談、情報提供などによる被害情報等の迅

速かつ被害情報を踏まえた情報把握が可能である。

②特定商取引法は、7つの行為類型で規制を設けているが、例えば訪問販売や訪問購入、エステなどの特定継続的役務提供などを行う事業者には小規模事業者も多く、これらの事業者は複数県に商圏がまたがっていたとしても基本的には限られた地域で事業展開を行っていることが多い。

③複数県にわたる事案であっても、都道府県ごとに異なるビジネス実態・被害実態が存在する。このようなケースについては、全国一律の処分を国が行うのではなく、例えば、関連する各都道府県が合同で調査を実施し、共同でそれぞれ業務停止命令期間に差異を設けて処分を行うことが被害実態に合致する。

こうした考え方の下、現在も各都道府県は自治事務として特定商取引法の執行を行い、2023年度37件、2024年度47件、2025年度38件の行政処分が都道府県により行われている。

一方で、国としても、平成29年の消費者委員会からの「被害が広域に及ぶことが多い事案」については、国が積極的に対処すべきという提言も踏まえ、広域性の高い事案に対処してきている。各事案の実情を踏まえ、地域性の高い行為類型である訪問販売であっても、6県程度の広域性のものから広く20県以上に及ぶようなものまで様々な事案に応じて対処しているところである。

また、提案者が指摘する都道府県による処分のみでは事業者が区域外で違反行為を継続することを抑止できないという課題については、必要に応じて全国に行政処分の効果が及ぶ国と共同処分を効果的に行うことで回避できると考える(実際、国と都道府県、都道府県同士による共同執行の事例は認められ、2016年度以降直近10年度で、新型コロナウイルスによる調査への影響などが考えられた2021年度を除いて、毎年度1件以上行われている。)

単県で執行を行うか、複数県で執行を行うか、国とともに執行を行うかについては、事案に応じて柔軟に対応する必要があり、そのために日ごろから都道府県と十分に連携を行うことが重要である。消費者被害の実態が多様化、複雑化していることも踏まえ、今後とも、国としても都道府県との連携を更に強化すべく、必要な連携体制の在り方の検討も含め、より一層連携強化を図り、全体として特定商取引法の取り締まりの実績を挙げて参りたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴庁は本提案への回答を「都道府県との一層の連携強化」としている。しかし、既に地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)を受け平成29年11月には消費者庁次長等から各経済産業局長等宛に、国と都道府県の執行における連携強化を求める通知が発出されている。だが、当県では、平成31年度から令和3年度までに約140件の苦情相談(全国では900件)が寄せられた事業者(本社は他の都道府県)について、令和3年度に近畿経済産業局及び消費者庁へ共同調査を打診したものの、不明確な理由で断られ、結果として当県単独で行政処分を実施した事例がある。さらに、広域事案において国と都道府県が共同で調査・処分を行う場合には、調整や情報共有等の事務負担が双方に生じることから、都道府県単独による処分と比べて必ずしも効率的な執行につながるものではない。インターネット広告の進展等により広域的な事案が増加するなか、第1次回答は既存通知の内容を繰り返すにとどまり、具体性を欠く。

その上で、①国は都道府県が行政処分の主体となるべき理由として、地域住民からの相談等により被害情報を迅速に把握できると主張するが、広域的な相談状況は、国も都道府県もPIO-NETにより把握しており、本質的な差はない。むしろ広域事案では、都道府県から国に直接対応を要請することもあり、国の方が迅速に把握できる場合もある。

また、②特定商取引法の対象事業者には小規模事業者が多く、複数県に商圏がまたがっても、基本的に限られた地域で事業展開を行っているとの主張だが、訪問販売事業者の中にも全国的に事業展開する者は多く、通信販売や電話勧誘販売に至っては、その性質上広域事案が大半である。仮に限られた地域の事業者であっても、二以上の都道府県に被害が及ぶ事案については、国が一元的に行政処分を行う方が、被害の早期拡大防止に効果的なことは言うまでもない。加えて、③都道府県間では調査協力に制度上の制約(施行令43条2項により、被害者所在地の都道府県のみが立入検査等の権限を有するため)がある一方、国は経済産業局間での調査が可能であり、執行面での優位性を有している。

更に、④国でも広域性が高い事案に対処しているとの主張だが、それらの事案と令和3年度に当県が共同調査を断られた事案との区分基準が明らかでなく、本提案が指摘する役割分担の不明確さは依然として解消されておらず、今後も各都道府県から国への対応要請に対し、当県と同様の結果が発生し得るとの懸念を拭えない。以上のこと、また、「二以上の都道府県の区域にわたる事案」に限定して国での対応を原則とすることは、消費者行政が自治事務であることの根幹を揺るがすものではなく、平成29年に消費者委員会から「国が積極的に対処すべき」、「消費者庁は、国と都道府県の役割分担について基本的な考え方を明示し」との提言を得ていることを踏まえ、①広域事案については国での対応を原則としたうえで、国と都道府県との役割分担を明示すること、②役割分担の検討に際しては、消費者委員会や各都道府県の意見を十分踏まえることを、改めて強く求め

る。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

人口減少下における資源制約の深刻化等を踏まえ、国・地方を通じた行政サービスの提供の在り方全体を効率化し、地域が自主性を発揮すべき事務により優先的に取り組めるよう、より広域的な観点で処理すべき事務等に係る各主体間の連携の推進等により、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

第1次ヒアリングでは、国と都道府県のコミュニケーションや連携を強化する必要性が示されたが、広域事案への迅速かつ効果的な対応のためには、単にコミュニケーション等を強化するのみでは十分でない。第34次地方制度調査会では、「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方が審議されていることを踏まえ、広域事案における国の役割を明確化する必要があるのではないかと。

事業者の営業形態、被害の発生状況や今後の拡大可能性、事案の複雑性などを踏まえ、どのような事案に国が対応すべきかについて、具体的事案が発生した場合に適用し得る具体的なメルクマールを策定し、国及び都道府県間で共有する必要があるのではないかと。

また、その策定に当たっては、都道府県の意見を十分に聴取し、地方の実情を踏まえたものとするべきではないかと。

国と都道府県の役割分担の整理に加え、都道府県から共同調査・共同処分の要請があった際の手順など、国と都道府県の連携に係るルール作りが法令への明示を含め必要ではないかと。

上記については、第2次回答及び第2次ヒアリングにおいて、検討結果及び今後の対応の方向性について回答いただきたい。

各府省庁からの第2次回答

今回の地方分権改革に関する提案を受けて、国と都道府県が一層連携し、それぞれの強みを活かしながら、特定商取引法に係る執行力強化を図るために、国と都道府県の具体的な役割分担に関する基本的な考え方を以下のとおり示すこととする。

①国と都道府県の役割分担に関する原則

国と都道府県の役割分担について、国は、消費者被害が全国にまたがる広域性の高い事案等に重点的に対応し、都道府県は、各地域の実情に即した地域密着型の事案に迅速に対応できるよう、消費生活相談の状況等を考慮した原則の考え方を示す。

②国と都道府県の役割分担に関する例外

上記の原則について、社会的重大性・波及性などがある事案、開始された調査の途中で事情の変更が生じる場合等について、原則とは異なる役割分担となる場合の例外の考え方を示す。

③国と都道府県による円滑な執行相談体制の構築について

都道府県が国に相談する場合、都道府県は、原則として当該都道府県の所在地を管轄する経済産業局に相談することとする。また、都道府県と経済産業局との間で協議を実施したものの、相談内容の解決に至らない場合、都道府県から消費者庁に相談できることを想定している。

一方、国が都道府県に相談する場合のうち、消費庁が相談する場合、管轄する経済産業局を通じて、都道府県に通知する。また、経済産業局が相談する場合、消費者庁に相談の上、自ら都道府県に通知することを想定している。

④周知方法

上記について消費者庁内で検討を進めているところ、都道府県との意見交換等を行い、必要があれば所要の修正を行った上で、通知を発出する（年内又は遅くとも年度内に通知を発出することを想定）。

また、通知の発出後には、全国の関係部局にその内容の周知を図るべく、ブロック会議等を含めて説明会等を開催することを想定している。